

堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則（昭和55年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第2条の4第2項の表」を「第2条の4第2項第1号イ」に、「法第9条第1項」を「加算対象扶養親族等及び生計維持児童」に、「「条例第2条の2第1項第1号」を「「加算対象扶養親族等（条例第2条の2第1項第1号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の2に規定する控除対象扶養親族をいう。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。以下この号において同じ。）及び生計維持児童（条例第2条の2第1項第1号に規定する児童をいう。以下この号において同じ。））」に、「同表の第一欄に定める」を「同号イ又はロに掲げる場合の」に、「同表の第二欄に定められた」を「当該イ又はロに定める」に改め、同項第2号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、「規則で定める額」との次に「、同項第1号中「法第9条の2」とあるのは「条例第2条の2第1項第1号」と」を加え、「同号」を「同項第1号」と、「同号」とあるのは「次号」に改め、同条第2項中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に、「「同条」を「同項第1号中「法第10条」に、「同号」を「条例第2条の2第1項第2号」に改める。

第2条の2中「第31条の9第1項」を「第31条の10第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成に係る所得の制限について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成に係る所得の制限については、なお従前の例による。